

千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9の規定に基づき組織することとし、「千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

※この協議会で対象とする千代川水系とは、一級水系千代川のうち、直轄管理区間を示す。

（目的）

第2条 千代川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 4 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 5 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（協議会）

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。

- 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(ダム洪水調節機能部会)

第6条 千代川水系における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり必要となる治水協定等について協議を行うため、千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会ダム洪水調節機能部会（以下「ダム部会」という。）を置く。

2 ダム部会は、ダム部会設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、鳥取県県土整備部河川課及び中国地方整備局鳥取河川国道事務所が共同で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成28年7月4日から施行する。

平成30年2月7日 一部改正

平成30年5月18日 一部改正

令和元年5月29日 一部改正

令和2年5月27日 一部改正

令和3年6月2日 一部改正

令和3年10月29日 一部改正

令和5年6月5日 一部改正

令和6年6月5日 一部改定（予定）

千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 委員

- (委員) 鳥取市長
鳥取県 危機管理部長
鳥取県 鳥取県土整備事務所長
気象庁 鳥取地方気象台長
国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長
- (オブザーバー) 八頭町長
- (事務局) 鳥取県県土整備部 河川課
国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

千代川水系大規模氾濫時の減災対策幹事会 委員

- (委員)
- 鳥取市 危機管理部長
 - 鳥取市 都市整備部長
 - 鳥取市 下水道部長
 - 鳥取県 危機管理部 次長兼危機管理政策課長
 - 鳥取県 鳥取県土整備事務所 副所長兼計画調査課長
 - 気象庁 鳥取地方气象台 防災管理官
 - 国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 河川副所長
 - 国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 道路副所長
- (オブザーバー)
- 八頭町 防災室長
- (事務局)
- 鳥取県県土整備部 河川課
 - 国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
千代川水系の減災に係る取組方針
(改正案)

令和 6 年 6 月 日

千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会
〔 鳥取市、鳥取県、気象庁鳥取地方気象
台、国土交通省中国地方整備局 〕

※この協議会で対象とする千代川水系とは、一級水系千代川のうち、鳥取河川
国道事務所の直轄管理区間を示す。

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
第1版	平成28年8月25日	初版作成
第5回協議会提示	平成30年5月18日	H29.6.20 緊急行動計画等反映
第8回協議会提示	令和2年5月27日	H31.1.29 緊急行動計画改定等反映
第2版	令和3年6月2日	令和2年11月30月事務連絡 「大規模氾濫減災協議会」の「地 域の取組方針」の改定について に基づく取組の追加等
第3版	令和6年6月 日	構成機関担当者の役職変更に伴う 改訂

1. はじめに

河川の整備は、河川整備基本方針に基づき、河川整備計画において段階的な目標とする流量を設定し、その規模の洪水を計画高水位以下で安全に流すことにより、人命・資産を守る観点から被害を防止することを基本として、堤防やダム等の整備に取り組んできた。一方で、降雨の激甚化・集中化により、施設の能力を大きく超える洪水が多発しており、整備途上の状況、あるいは整備後の状況であっても被害を軽減する対策を講ずる必要性が増大してきた。

こうした中で、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により、鬼怒川^{きぬ}の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」（以下、「委員会」と言う。）により、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

このような中、平成 28 年 8 月に発生した、台風 10 号等の一連の台風による甚大な被害を受け、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させることとされ、平成 29 年 6 月に水防法等の一部改正を行うなどの各種取組が国において進められている。

さらに、同年 6 月 20 日には、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や支援等について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画としてとりまとめられた。

その後、平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受けて、水管理・国土保全局より、平成 30 年 12 月に「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）」が提言され、さらに、同年同月に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～」が社会資本整備審議会から答申され、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との認識を持つ必要があることが示された。

この答申を受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を、さらに充実し加速するため、平成 31 年 1 月 29 日に緊急行動計画が改定さ

れた。

今後は、本協議会は、緊急行動計画を踏まえ、緊密に連携し各種取組を緊急的かつ強力に推進することで「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指すこととする。

^{せんだいがわ}千代川水系においては、委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う沿川の鳥取市、鳥取県、鳥取地方気象台、鳥取河川国道事務所で構成される「千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成28年7月4日に設立し、減災のための目標を共有し、令和2年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

千代川は河川の勾配が急であり、さらに同規模の支川が放射状に合流する流域形状であることから、水防等の準備や対応に要する時間が短いという特徴を持っている。さらに一度氾濫が起これば、浸水面積や浸水深など、その被害は甚大となるとともに、浸水の継続時間も長期にわたることが想定されている。

一方で、千代川においては、大正12年の直轄河川改修事業の着手以降、直轄管理区間においては堤防決壊による激甚な被害を経験しておらず、住民が洪水の危険性を認識する機会が減少しており、それが住民の適切な洪水対応行動を阻害する要因となることが懸念される。

本協議会では、こうした千代川水系の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、令和2年度までに「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指した減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を「千代川水系の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめ、取り組みを推進してきた。

令和3年度を迎えるにあたり、本協議会では、令和2年度までの取り組み方針に引き続き、令和7年度までの「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指した減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、二期目の「千代川水系の減災に係る取組方針」（以下「二期取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

なお、本取組方針は本協議会規約第3条に基づき作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成とそれぞれの構成員が所属する機関（以下、「構成機関」という。）は以下のとおりである。

構成機関	構成員
鳥取市	市長
鳥取県	危機管理部長
〃	鳥取県土整備事務所長
気象庁	鳥取地方气象台長
国土交通省中国地方整備局	鳥取河川国道事務所長

3. 千代川水系の概要と主な課題

(1) 千代川の地形的特徴

千代川は以下のような地形的特徴を持っている。

- ① 全国的に見ても有数な急流河川である。
→洪水が短時間で一気に海まで流れ出る
→水の流れのエネルギーが大きいため、河岸や護岸が洗掘されやすく、
また、その下流側で土砂が堆積しやすい
- ② 同規模の支川が放射状に合流する流域形状である
→洪水が鳥取平野に向かって集中するため、水位上昇が急激となる
- ③ 鳥取平野は低平地であることから水害を受けやすく、また河口側に標高の高い砂丘が形成されているため水はけが悪い
→内水被害のリスクが高く、一度浸水した場合には解消に時間がかかる

(2) 千代川流域の社会経済等の状況

千代川の洪水浸水想定区域内には県庁所在地であり、山陰東部の政治、経済の中核である鳥取市がある。

多くの人口・資産、行政・医療機関、空港及び駅といった重要な公共施設が多数存在しているほか、国道や鉄道等の結節点でもあることから、ひとたび浸水被害が発生すると社会経済活動への影響が甚大である。

また、洪水浸水想定区域内に防災拠点となる市役所や消防局、緊急輸送道路があるなど、浸水被害が発生した場合には防災機能の低下も懸念される。

(3) 過去の洪水による被害状況

①大正7年9月洪水

千代川において既往最大流量（行徳地点、約 6,400m³/s）を観測し、鳥取平野が水没するほどの大洪水であった。死者 30 名、家屋全半壊 702 戸、浸水家屋 13,186 戸の被害が発生したほか、当時の鳥取市上水道の水源で合った美歎水源地堰堤（鳥取市国府町美歎地区）が決壊し、直撃を受けた下流の集落はもちろん、上水の供給を受けている市民に与えた影響も大きかった。

②昭和34年9月洪水（伊勢湾台風）

千代川の行徳地点において約 2,500 m³/s の流量を観測した。治水事業の遅れていた中上流域では堤防決壊被害が発生し、また下流域でも内水被害が発生したことから、千代川において戦後最大の洪水被害（死者 2 名、家屋全半壊 1,476 戸、浸水家屋 5,432 戸）となった。

なお、この洪水で千代川左岸の曳田川合流点付近（鳥取市河原町）において堤防が決壊しており、これは戦後、直轄管理区間内で発生した唯一の堤防決壊被害である。

③昭和54年10月洪水

千代川において戦後最大流量（行徳地点、約 4,300m³/s）を観測した洪水である。治水事業の進捗により直轄管理区間において堤防決壊被害は発生しなかったが、鳥取平野においては大規模な内水氾濫^{注1}（浸水家屋 1,355 戸）被害が発生した。

注1）内水氾濫：河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる側）にある水を内水と呼ぶ。大雨が降ると川の合流地点で水位が上昇することで、内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路等が水に浸かってしまうことをいう。

(4) 過去の洪水による被害状況

大正7年9月洪水を契機として、大正12年より直轄河川改修事業に着手しており、大正15年～昭和6年に本川下流の捷水路工事、昭和3～8年に袋川の付替工事、昭和9～12年に上流河道工事、昭和49～58年に河口付替工事を実施している。

また、平成19年5月に策定した千代川水系河川整備計画に基づき、戦後最大規模相当の洪水（昭和54年10月洪水相当）を安全に流下させることを目標として整備を行っている。平成26年度までに千代川の中下流部の整備を概成しており、引き続き流下能力の不足している上流域の鳥取市河原町徳吉箇所～同用瀬町美成箇所において、河床掘削と流下能力を阻害する河川施設の改良等を行っている。

(5) 千代川の主な課題と取り組みの方向性

治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

- 急流河川であり、洪水の到達時間が短く水位の上昇が急激であることから、水防や避難等の準備や対応に要する時間が短いことを踏まえて、効果的な水防活動を実施するための連絡体制の整備や訓練等が必要である
- ひとたび氾濫が起こればその被害は甚大となることを踏まえて、社会経済への影響軽減、災害復旧に対する早期の道路・交通機能の回復、防災拠点における防災機能の維持等を目的とした水防活動と排水活動の強化が必要である
- 千代川の直轄管理区間において、近年は堤防決壊による激甚な被害を経験しておらず、住民や防災関係者等が洪水の危険性を認識する機会が減少していることを踏まえ、地域住民や防災関係者が適切な洪水対応行動をとれるような防災研修の拡充が必要である。

以上の課題を踏まえ、千代川流域の大規模災害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 現状の取組状況

千代川水系における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。(別紙-1参照)

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：● (以下同様)

項目	現状・課題	
洪水時における河川管理者等から関係機関への情報提供の内容・タイミング	○河川水位や降雨等の状況に応じて、河川管理者等から水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」等が鳥取市や関係機関へ通知されている。 ○堤防決壊等の重大情報については、各機関の長から鳥取市長に対してホットラインにより情報提供を行うこととしている。	
	●洪水予報等について、的確な情報をリードタイムの取れた適切なタイミングで発表できているか十分に把握できていない。 ●重点監視箇所の水位情報等については情報連絡系統が整備されていない。	A B
避難指示等の発令基準	○地域防災計画に発令基準を定めている。 ○避難指示等の発令の目安として、鳥取市と国土交通省とでタイムラインを作成している。	
	●千代川直轄管理区間の水位上昇時には県管理河川や急傾斜地等も危険な状況が想定され、直轄管理区間だけの状況で避難指示等の判断はできないと考えられる。 ●ダム下流等、浸水想定がない区域がある。 ●市町村長に対し助言を行う者の育成が必要である。 ●タイムラインについては、計画規模洪水の洪水波形でリードタイムを設定しているため、最大規模洪水ではリードタイムが確保できない。	C AH D E
住民等への情報伝達の体制や方法	○各機関がホームページ、メール、防災行政無線等の媒体を活用して情報伝達を行っている。	
	●事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報となっていない。(防災情報の意味や、それによりとるべき行動が分かりにくい) ●地域の自主防災会等への情報提供を的確に行う必要がある。 ●外国人や避難行動要支援者等への確・迅速に伝達する体制を検討する必要がある。 ●河川防災担当職員を対象とした研修の実施が必要である。	F G H I

避難場所・避難経路	<p>○総合防災マップ（ハザードマップ）を作成し、全戸配布により避難場所・避難所等の周知を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所は、洪水浸水想定区域外の指定避難所又は指定緊急避難場所としているが、避難所にこだわらず安全な場所に避難してもらうよう周知している。 ・避難経路は、個人や地域で災害時の避難経路を決めておいてもらうよう周知している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●市が指定している避難所・避難場所は、計画規模降雨による洪水浸水想定区域内のものは洪水適用性がないものとして指定しているが、想定最大規模降雨により洪水浸水想定区域が広がったことにより洪水適用性のある避難場所を新たに選定する必要がある。 	J
	<ul style="list-style-type: none"> ●通常豪雨時の避難所の中からさらに想定最大規模降雨による洪水浸水想定時の避難所を選定することも考えられるが、どちらの避難所を使用するか判断するために適確な情報を得る必要がある。 	K
	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所で十分な収容人員が確保できない場合の広域連携と輸送方法、特に要配慮者への支援が必要である。 	L
	<ul style="list-style-type: none"> ●垂直避難を実施した者について、その後の救出などの対策が立てられていない。 	M
	<ul style="list-style-type: none"> ●避難経路は災害の状況や個人や地域の置かれた環境により適切な経路が異なるため確保ができない箇所があり検討する必要がある。 ●洪水時における国道等の道路情報を避難計画に生かすための情報連絡システムが整備されていない。 	N O
避難誘導體制	<p>○施設管理者のほか、消防関係者や警察官の協力を得ながら実施している。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ●想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域に対する避難誘導の計画について検討が必要である。 	P
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の自主防災会の協力が重要となるため、地域ぐるみでの防災・避難体制の整備が必要である。 ●広範囲の住民が広域連携による遠方への避難所へ避難せざるをえない場合の具体的な避難誘導方策と体制の検討が必要である。 	Q R

②水防に関する事項

項目	現状・課題	
水防関係者等への河川水位等に係る情報提供	○水防関係者に対しては水防警報伝達系統図、洪水予報伝達系統図等により情報伝達を行っている。 ○国土交通省は、大規模な災害が予想される際には自治体等へリエゾン（情報連絡員）を派遣して、情報共有を行うこととしている。	
	●水防関係者への情報伝達手段の強靱化と効率化が必要である。	S
河川の巡視区間	○出水期前に、河川管理者、水防団（消防団）等と洪水に対しリスクが高い区間の合同巡視を行っている。 ○出水時には、水防団（消防団）と河川管理者による巡視等を行っている。	
	●限られた人員で細やかな河川巡視を行うことは困難である。	T
水防資機材の整備状況	○水防倉庫等に水防資機材を備蓄し、適宜補充を行っている。	
	●水防資機材の備蓄情報の共有が不十分である。 ●水防活動に必要な河川管理用道路の動線が確保されていない箇所がある。	U V
庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	○各機関において、計画規模降雨による浸水に対する耐水化等の浸水対策を行っている。 ●想定最大規模降雨による浸水想定区域を踏まえて、浸水対策の点検、再検討などが必要である。	W

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状・課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○各機関は排水ポンプ車を保有し、排水機場を整備しており、出水に備え点検、訓練等を行っている。	
	●想定最大規模降雨による洪水に対する排水計画の策定と排水ポンプ車の運搬・配置計画の検討が必要である。 ●樋門、排水機場の操作要領について、想定最大規模洪水時に操作員の安全を確保するためのルールを作成する必要がある。	X Y

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状・課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備及び今後の河川整備	○河川整備計画に基づき、戦後最大流量を安全に流せることを目標として整備を実施している。(鳥取市河原町八日市の八日市堰より下流は整備済、現在上流の大湊堰を改修中)	
	○平成 28 年度より危機管理型ハード対策を順次実施している。 ●現状では戦後最大流量と同程度の洪水で浸水被害が発生する恐れがある。 ●治水事業の進捗に伴い、住民や防災関係者等が洪水の危険性を認識する機会が減少している。	Z AA
河川管理用通路等の状況	○千代川全川の堤防上に、河川管理用道路を整備している。 ●国道、主要県道等との交差箇所にはアンダーパスが設置されているが、浸水時には通行できず、水防活動等に支障が出る恐れがある。 ●千代川左岸の有富川合流点から砂見川合流点までと、右岸の大路川合流点から源太橋までの間は車両乗り入れ可能な箇所がなく、水防活動等に支障が出る恐れがある。	AB AC

⑤防災教育に関する事項

項目	現状・課題	
小中学生等を対象とした防災教育	○小中学校と連携した水害（防災）教育や出前講座を実施している。	
	●学校教育関係者向け研修や講座等学習の場を設けることが必要である。 ●国土交通省は鳥取市、鳥取県、気象台が実施する小中学校と連携した水害（防災）教育への協力が必要である。	AD AE
地域住民に対する防災知識の普及	○地域住民等からの要請に基づいて出前講座を実施している。	
	○水防団（消防団）・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練を実施している。 ●河川防災担当職員を対象とした研修の実施が必要である。 ●市町村長に対し助言を行う者の育成が必要である。	AF AG

5. 減災のための目標

本協議会で概ね5年間（令和7年度まで）で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【5年間で達成すべき目標】

急流河川で水位上昇が急激なため迅速な洪水対応が求められる千代川において、発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（越水・侵食・洗掘）による氾濫被害

※逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化：大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

上記目標の達成に向け、以下の項目を3本柱とした取組みを実施する。

- ① 円滑かつ迅速な避難のための取組
- ② 被害軽減の取組
- ③ 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として取り組む内容は以下のとおりである。

○千代川は急流河川であり、洪水の到達時間が短く水位の上昇が急激であることから、洪水予報等についてリードタイムの確保が難しい。また、水防管理団体、住民、福祉施設入所者等の避難行動要支援者、道路・交通管理者、民間企業等で必要とする情報とタイミングが異なるものと考えられる。これらを踏まえて、既存のタイムラインについて避難勧告の発令や多様な防災行動を踏まえた見直しを行う（平成29～）とともに、タイムラインの時系列に基づく実践的な訓練を実施する。（令和2年度～）

○千代川の想定氾濫域内には、県庁所在地で山陰東部の政治、経済の中核である鳥取市があり、ひとたび氾濫が起こればその被害は甚大となることが予想される。洪水を防止するためのハード整備や水防体制の強化を図るとともに、冠水による社会経済の影響軽減、早期の道路・交通機能の回復等を目的とした、大規模水害を想定した排水計画を策定する。（平成30～）

○千代川の直轄管理区間において、近年は堤防決壊による激甚な被害を経験しておらず、住民や防災関係者等が洪水の危険性を認識する機会が減少している。また、行政が提供する防災情報について、事態の切迫性やとるべき行動について分かりにくいとの指摘がある。これらを踏まえて、住民へより分かりやすい情報提供を検討（平成29年度～）して提供するとともに、出前講座等を実施して防災知識の普及に努める。また、小中学校等と連携した水害（防災）教育を拡充するとともに、防災関係者の災害対応能力向上を目的とした防災研修を実施する。（平成29年度～）

なお、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙－２－１、２－２参照）

○円滑かつ迅速な避難のための取組

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

※取組機関 市：鳥取市 県：鳥取県 気：鳥取地方气象台 整：中国地方整備局 □：実施済み（以下同様）

主な取組項目		目標時期	取組機関
■洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）			
⑭避難行動、水防活動に資する情報基盤の整備	F, G, H	H29, R2	整
⑳市町村長に対し助言を行う者の育成・派遣	AG	H29～ 定期的実施	市県気整
㉑河川防災担当職員を対象とした研修の実施	AF	H28～ 定期的実施	市県気整
④⑨出水期前にホットラインの構築状況、タイミングを確認	A, B	R3～R7	市県 整
■避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（タイムライン）			
⑥避難指示の発令に着目したタイムラインの見直し	A, C, E	H28～ 定期的実施	市県気整
■多機関連携型タイムラインの拡充			
⑦住民、福祉施設入所者等の避難行動要支援者、道路・交通管理者、民間企業、マスコミ、ダム管理者等と連携したタイムラインの運用	G, H	H29～ 定期的実施	市県気整
⑧タイムラインの時系列に基づく実践的な訓練の実施	A, C, E G, H	R2～ 定期的実施	市県気整
⑧タイムラインの時系列に基づく実践的な訓練の実施【再掲】	Q	R2～ 定期的実施	市県気整
■ICT等を活用した洪水情報の提供			
⑨災害時・平常時におけるSNS、二次元コード等を活用したより分かりやすい防災情報の提供	F, AA	H28～R7	市県気整
■洪水予測や河川水位の状況に関する解説			
⑨災害時・平常時におけるSNS、二次元コード等を活用したより分かりやすい防災情報の提供【再掲】	F, AA	H28～R7	市県気整
■防災施設の機能に関する情報提供の充実			
④⑥防災施設の機能に関する情報提供の充実	F, G, H, I	定期的実施	整
■ダム放流情報を活用した避難体系の確立			
④⑦ダム放流情報を活用した避難体系の確立	C	H31～	整
■隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等			
③想定最大規模降雨による浸水想定区域図における避難場所の検討	J, K, L	H29～R7	市県 整
④想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づく避難対応の検討	A, B, C E, F, K	R2～R7	市県気整
⑤広域避難計画、垂直避難等を反映した避難誘導体制の検討	M, N, O P, Q, R	R2～R7	市県 整

■要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施			
⑦要配慮者利用施設・関係各課と連携した、情報伝達訓練や避難訓練、講習会の計画の検討	G, N	H29～ 定期的実施	市県気整

(2) 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関
■浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等		
①想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	全項目	H28 整
④ダム下流部の浸水想定区域図を作成・公表	全項目	R3 整
④内水浸水想定区域図の作成・公表		R3～R7 市県 整
■ハザードマップの改良、周知、活用		
②想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づくハザードマップ（総合防災マップ）の作成・周知	全項目	H28～29 定期的実施 市県 整
⑤内水浸水想定区域図に基づく内水ハザードマップの作成・公表		R3～R7 市県 整
■浸水実績等の周知		
⑤浸水実績等の周知		R3～R7 市県 整
■災害リスクの現地表示		
⑩公共施設や電柱等へ浸水深表示板の設置を検討・実施（まるごとまちごとハザードマップ）	F, G	H29～ 継続実施 市 整
■防災教育の促進		
③小中学校等と連携した水害（防災）教育の拡充	AD, AE	継続実施 市県気整
③防災学習の指導内容に合わせた教材等の作成	AD, AE	継続実施 市県気整
③学校教育関係者向け研修や講座等学習の場への参加	AD, AE	継続実施 市県気整
■避難訓練への地域住民の参加促進		
⑩川の防災情報や水害リスクライン等の有効性の周知	F, G	H28～ 定期的実施 市県気整
⑩公共施設や電柱等へ浸水深表示板の設置を検討・実施（まるごとまちごとハザードマップ）【再掲】	F, G	H29～ 継続実施 市 整
⑩地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	F, G, Q	H29～ 定期的実施 市県気整
⑤避難訓練への地域住民の参加促進	F, G, Q	R3～ 定期的実施 市県 整
■共助の仕組みの強化		
④共助の仕組みの強化（防災と福祉の連携）	F, G, H, Q	H28～ 定期的実施 市県 整
■住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進		
③地域住民等を対象としたマイ・タイムライン作成出前講座等の実施	F, G	継続実施 市県気整

④⑩地域の特性に合わせた教材等の作成	F, G	H29～ 継続実施	市県気整
主な取組項目		目標時期	取組機関
■地域防災力の向上のための人材育成			
②①河川防災担当職員を対象とした研修の実施【再掲】	AF	H28～ 定期的実施	市県気整
②⑩市町村長に対し助言を行う者の育成・派遣【再掲】	AG	H29～ 定期的実施	市県気整

(3) 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関
■洪水予測や水位情報の提供の強化			
⑩川の防災情報や水害リスクライン等の有効性の周知【再掲】	F, G	H28～ 定期的実施	市県気整
①⑦地域住民と水防団員に対する水位情報入手方法の啓発活動	S	H29～ 定期的実施	市 整
■決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）			
⑬千代川本川及び袋川において、堤防天端の保護を目的とした舗装を実施	Z	H29	整
■避難路、避難場所の安全対策の強化			
⑯避難経路や水防活動の進入路となる道路、堤防管理用通路の浸水時の動線の確保	N, O	H29～ 継続実施	整
■応急的な退避場所の確保			
⑤広域避難計画、垂直避難等を反映した避難誘導體制の検討【再掲】	M, N, O P, Q, R	R2～ 継続実施	市県 整

○被害軽減の取組

(1) 水防体制に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関
■重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認			
②③地域住民と水防団が参加した重要水防箇所等の合同点検	S	継続実施	市県気整
②⑤備蓄水防資器材の情報共有、非常時の相互支援方法の確認	U	H29～ 定期的実施	市県 整
■水防訓練の充実			
②②水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	B, S	H29～ 継続実施	市県気整
①⑨地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施【再掲】	Q	H29～ 定期的実施	市県気整
■水防関係者間での連携、協力に関する検討			
②②水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施【再掲】	B, S	H29～ 継続実施	市県気整
②④各水防団、分団の受け持ち区間、巡視方法の記載・周知	T	H29～ 継続実施	市 整
②⑥道路管理者等による道路啓開（放置車両の撤去）に関する事項の周知	O, V	H29～ 定期的実施	整

(2) 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関
■市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実			
⑤⑤災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	P, Q, R	R3～	市県 整
■市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）			
①⑤災害時に活動拠点となる施設の電源設備の耐水性の確保	W	R1,R2 順次実施	市県 整
■早期復興を支援する事前の準備			
②⑧民間企業への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	G, N	H29～ 定期的実施	市 整

○氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
■排水施設、排水資機材の運用方法の改善			
㊸大規模水害を想定した排水計画の作成	X	H29～ 継続実施	市県 整
㊹排水ポンプ車出動要請の体制整備	X	H29～ 継続実施	市県 整
㊺排水ポンプ車による排水訓練の実施	X	継続実施	県 整
㊻排水施設の操作・運用規則の作成	Y	H29～ 継続実施	市県 整
㊼排水施設の操作説明会の実施	Y	継続実施	市県 整
㊽排水作業準備計画に基づいたシミュレーション（机上訓練、実地訓練等）の実施	X	R3～R7	整
■排水設備の耐水性の強化			
㊾排水を効率的に進める施設の整備	X	H29～ 継続実施	整
㊿排水施設等の耐水化の検討	W	H29～ 継続実施	市 整
㊿津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。	Z	H30～ 順次実施	整

○防災施設の整備等

主な取組項目	目標時期	取組機関
■堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）		
⑪千代川本川において、堤防の浸透対策、パイピング対策を実施	Z	R2～ 継続実施
⑫千代川本川上流域について、重点的に流下能力対策を推進	Z	R2～ 継続実施
■樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保		
⑬フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。	Z	R1～ 順次実施

○減災・防災に関する国の支援

主な取組項目	目標時期	取組機関
■災害時及び災害復旧に対する支援		
⑭災害発生時に被災状況や TEC-FORCE 等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る。	S	順次実施
■災害情報の地方公共団体との共有体制強化		
⑮災害発生時に被災状況や TEC-FORCE 等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る。【再掲】	S	順次実施

7. フォローアップ等

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。なお、取組内容等についてはホームページ等で公表を行う。

今後、定期的に幹事会を開催し、取組方針の個別事項について実施計画を作成した上で、各機関が連携して減災対策を推進する。

また、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

なお、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

また、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画についても、必要に応じて本協議会において実施状況を報告し、取組方針の見直しを検討する。

令和5年度・令和6年度の減災に係る取組について

減災のための目標

第2期(R3～R7)

5年間（令和7年度まで）で達成すべき目標

急流河川で水位上昇が急激なため迅速な洪水対応が求められる千代川において、発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

目標達成に向けた取組の3本柱

- ①円滑かつ迅速な避難のための取組
- ②被害軽減の取組
- ③氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

※大規模な水害：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（越水・侵食・洗掘）による氾濫被害
※逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化：大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

取組1 地域防災力の向上

国

- 1.円滑かつ迅速な避難のための取組 (1)情報伝達、避難計画等に関する事項
- ②7要配慮者利用施設・関係各課と連携した、情報伝達訓練や避難訓練、講習会の計画の検討

- 令和4年度は要配慮者利用施設の3箇所のモデル施設において避難訓練を実施し、避難確保計画や防災行動計画(タイムライン)の策定を支援。
- 令和5年度は、令和4年度に支援した3箇所にに対しフィードバックを実施。
- 引き続き、市と連携して要配慮者利用施設の地域防災向上に向けた支援を実施予定。

市内保育園の例

令和4年度

- ・一目で行動が分かり易い防災行動計画(タイムライン)の作成を支援。
- ・避難訓練の実施を支援。



作成したタイムライン



避難訓練の様子

令和5年度

- ・施設に計画の活用状況や今後の課題に関するヒアリングを実施。
- ・「市との連携内容やタイムラインには課題が残る」などの課題認識があり、地域連携での訓練の提案などフォローを実施。

取組2 千代川水害タイムライン

国

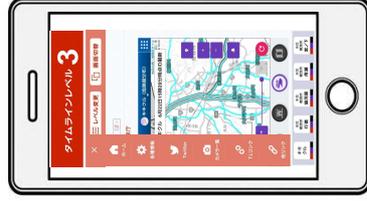
1.円滑かつ迅速な避難のための取組 (1)情報伝達、避難計画等に関する事項

- ⑦住民、福祉施設入所者等の避難行動要支援者、道路・交通管理者、民間企業、マスコミ、ダム管理者等と連携したタイムラインの運用
- ⑧タイムラインの時系列に基づく実践的な訓練の実施

- 第11回タイムライン検討会では、ポータルサイトの改良報告や情報伝達訓練を実施。
- 第12回タイムライン検討会では、台風7号による出水状況の共有や出水対応に関するアンケート結果を共有。
- 令和6年度も引き続き続きタイムライン検討会を開催予定。

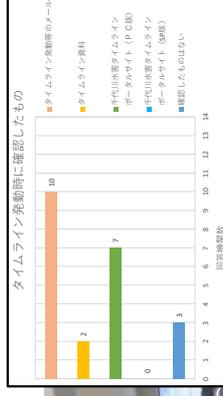
【出水前】 第11回（令和5年7月27日）

- ポータルサイトの改良報告
- スマートフォン版のポータルサイトの作成報告
- 情報伝達訓練の実施

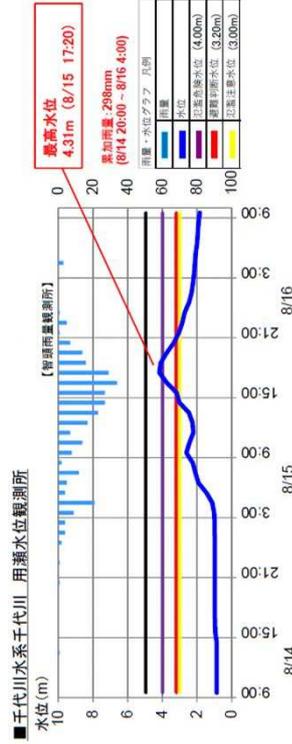


【出水後】 第12回（令和5年12月14日）

- 台風7号による出水状況の共有
- 出水対応に関するアンケート結果の共有
- 次年度の予定



【出水時】 台風7号による出水（令和5年8月15～16日）



各機関の取組状況※1

第12回減災対策協議会（令和5年6月開催）時点の状況（令和6年5月）

（カッコ内の数字は、昨年度からの増減）

	鳥取市	鳥取県	鳥取地方気象台	鳥取河川国道事務所
完了	3(+1)	2	1	13(+3)
継続※2	28	24	16	33(-3)
実施中※3	7	5(+1)	0	5
未実施	0(-1)	0(-1)	0	0
合計	38	31	17	51

※1 同一の取組項目に対して、複数機関が実施対象の場合はそれぞれ計上している

※2 毎年度、継続的な実施が必要な項目

※3 現在、実施中・検討中で未完了の項目

具体的な取組方針	【凡例】 ■取組内容 全機関完了 一部の機関のみ完了 実施中、検討中 継続実施事項 ■工程表 予定 実績 実績(確認中)	実施する ●:機関(主)	鳥取市 鳥取県 気象台 鳥取河川	令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度				実施状況	これまでの実施内容 令和5年度時点の振り返り (昨年度からの更新内容は赤字)
				第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期																		
				4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月																		
協議会		●	○	○	○																				
幹事会		●	○	○	○																				
担当者会議		○	○	○	○																				
■ 共助の仕組みの強化																									
④5 共助の仕組みの強化(防災と福祉の連携)		平成28年度～定期的に実施	●	○	○																	継続	【鳥取市】 防災研修会等において要配慮者支援制度、個別避難計画等の説明		
■ 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進																									
意見交換・問題解消																						継続	【鳥取市】 令和6年度、防災アプリにマイ・タイムライン作成のための予算措置		
③9 地域住民等を対象としたマイ・タイムライン作成出前講座の実施		継続実施	●	○	○																	継続	【鳥取県】 自治会等の出前講座を実施		
																						継続	【気象台】 地域の防災リーダー等(防災士)対象に出前講座を実施		
																						継続	【鳥取河川】 大正地区の住民に対して鳥取市マイ・タイムラインを活用したワークショップを実施(R3年度)		
意見交換・問題解消																						継続	【鳥取市】 鳥取市及び鳥取河川国道事務所により、既存コンテンツを活用した講座資料を作成(R4年度)		
④0 地域の特性に合わせた教材等の作成		平成29年度～継続実施	●	○	○																	継続	【鳥取県】 小中学校や出前講座等の防災教育の要望先と調整しながら講座を実施している		
																						継続	【気象台】 小中学校や出前講座等の防災教育の要望先と調整しながら講座を実施している		
																						継続	【鳥取河川】 鳥取市及び鳥取河川国道事務所により、既存コンテンツを活用した講座資料を作成(R4年度)		
■ 地域防災力の向上のための人材育成																									
②1 河川防災担当職員を対象とした研修の実施【再掲】		平成28年度～定期的に実施	○	○	○	●																—	—		
②0 市町村長に対し助言を行う者の育成・派遣【再掲】		平成29年度～定期的に実施	●	○	○	○																—	—		

具体的な取組方針		実施する ●:機関(主)	令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度				実施状況	これまでの実施内容 令和5年度時点の振り返り (昨年度からの更新内容は赤字)
事項	取組内容		鳥取市	鳥取県	気象台	鳥取河川	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期														
						4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月															
	協議会	毎年出水期前	○	○	○	●				●				●										
	幹事会	毎年出水期前後	○	○	○	●				●				●										
	担当者会議	適宜	○	○	○											●								
5.減災・防災に関する国の支援																								
■災害時及び災害復旧に対する支援																								
④災害発生時に被災状況やTEC-FORCE等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る。		順次実施				●																		【鳥取河川】 ・災害発生時に被災状況やTEC-FORCE等による支援活動を情報提供(随時実施) ・令和5年台風第7号時に、照明車等による支援活動をHP上で情報提供(R5年度)
■災害情報の地方公共団体との共有体制強化																								
④災害発生時に被災状況やTEC-FORCE等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る。【再掲】		順次実施				●																		-